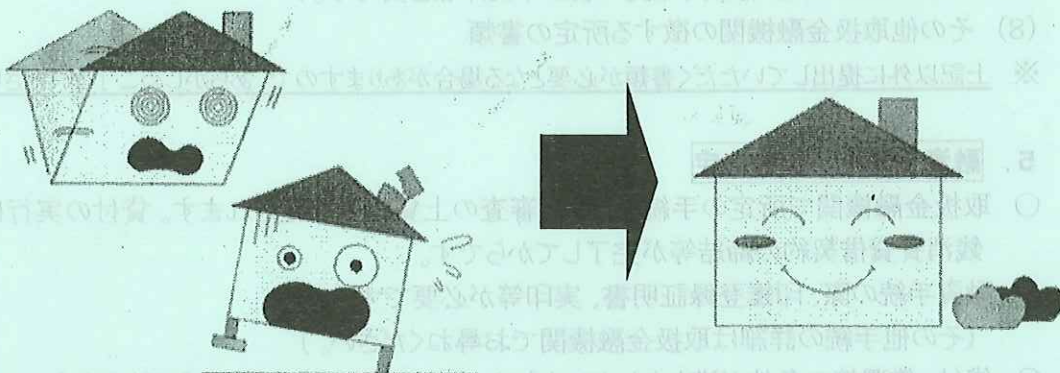


## 木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者のみなさまへ

H29 年度

# ぎふし事業者等 耐震リフォーム資金のご案内



### 1. 融資の申込みができる方

- 岐阜市内に自ら居住する専用住宅(併用住宅を除く)であること。
- 同一事業を3年以上継続して営業していること。
- 安定した営業所得があり、資金の返済が確実にできる方。
- 満20歳以上で、返済完納時満70歳以下の方。
- 市税を完納している方。
- 岐阜市建築物等耐震化促進事業の

木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者である方。

### 2. 資金の使途

- 耐震補強工事に連動して実施されるリフォーム等に関する経費全ての資金とします。

### 3. 融資の条件

- 融資金額 **10万円以上300万円以内**(10万円単位)とします。(1世帯1物件)
- 融資利率 **年利2.80%**(金融機関が定める保証機関の保証料率を含む。)  
※ 利率は申込時点ではなく融資実行時点の利率を適用します。  
※ 取扱金融機関の保証機関による保証とします。
- 返済期間 **10年以内**とする。
- 返済方法 元利均等月賦償還(貸付を受けた月の翌月から)。  
ただし、残金の全部又は一部を繰上償還することができます。
- 保証人 必要に応じて求める場合があります。(取扱金融機関の定めによります。)
- 担保 原則不要。

### 4. 必要書類

- (1) 岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書
- (2) 市税完納証明書

裏面もご覧ください

- (3) 市が発行する**所得証明書**又は勤務先が発行する**源泉徴収票の写し**
- (4) **住民票(世帯分)**
- (5) **工事見積書**又は**工事契約書の写し**
- (6) 建物平面図
- (7) 印鑑登録証明書(融資手続きの際に、実印も必要です。)
- (8) その他取扱金融機関の徴する所定の書類

※ 上記以外に提出していただく書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

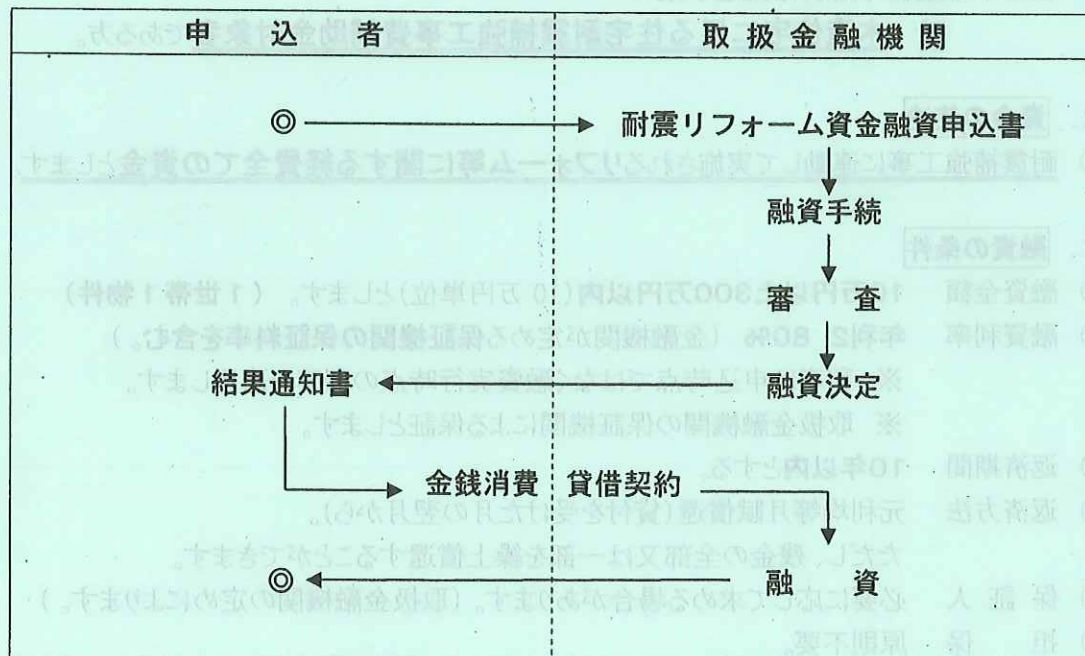
**5. 融資手続及び貸付決定**

- 取扱金融機関で所定の手続を行い、審査の上貸付が決定されます。貸付の実行は、金銭消費貸借契約の締結等が完了してからです。
- 融資手続の際、印鑑登録証明書、実印等が必要です。  
(その他手続の詳細は取扱金融機関でお尋ねください。)
- 貸付、償還等の条件が満たされないときは、貸付を受けられない場合があります。

**6. 申込み先(受付)及び取扱金融機関**

- 申込み先 **十六銀行の市内本・支店**
- 取扱金融機関 **同上**

**7. 手続のあらまし**



詳細については、下記までおたずねください。

- 取扱金融機関 **十六銀行の市内本・支店**
- 岐阜市役所 **商工観光部産業雇用課**  
TEL 214-2358(直通)